

テレビについて大切なお知らせです

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します

それまでに、あなたのテレビを「地上デジタル放送」（地デジ）対応に変えていただく必要があります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○地デジは今までのテレビ放送と違う？

地デジは、今までのテレビ放送よりきれいな映像が楽しめるだけでなく、あなたにやさしく便利な21世紀のテレビ放送です。

○いつかわる？なぜかわる？

2011年7月24日までに、あなたのテレビを地デジ対応に変えていただく必要があります。

地上デジタル放送は、より進んだ放送ができるだけでなく、電波を有効に使うことができます。携帯電話など、電波の使い道が増えたため、テレビ放送を地デジに切りかえることになりました。皆様のご協力をお願いいたします。

○地デジを見るには？

1. 新しくテレビを買いかえる人は

「地上デジタルテレビ」と指定して買うようにしましょう。

2. 今のテレビを引き続き使いたい人は

お手持ちのテレビに「地上デジタルチューナー」をつけましょう。

3. ケーブルテレビを利用している人は

まず、ケーブルテレビ会社に問い合わせましょう。

地デジについてご不明な点は以下の関係機関にお問い合わせください。

《地上デジタル放送全般についてのお問い合わせ先》

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
電話：0570-07-0101（平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00）

IP電話など、上記番号でつながらない場合は、電話：03-4334-1111で、お受けいたしております。

《電気店・家電量販店》

テレビの設置やアンテナについては、テレビなどを購入したお店（電気店・家電量販店など）で相談のつてくれます。

《メーカー各社》

地上デジタルテレビそのものの故障や、使い方、つなぎ方がわからないといった相談は、それぞれのメーカーにご連絡ください。

《ケーブルテレビ関連団体》

ケーブルテレビで地デジを見る方法についての相談は、各事業者のほか、ケーブルテレビ団体でも受けつけています。

日本ケーブルテレビ連盟 電話 03-3490-2022

日本CATV技術協会 電話 0120-77-4673

地デジであなたをだます詐欺にご注意！ テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身におほえない工事や代金請求にはご注意ください。

たとえば、次のような詐欺が発生しています。

総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするよう書かれている。

「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名乗り、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求める。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係者がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず、本市の消費者相談（月・金曜日 予約要 産業振興課 内線 2780）や、近畿総合通信局（06-6942-0820）、羽曳野警察署（952-1234）、大阪府消費生活センター（06-6945-0999）へご相談ください。

カセットボンベ・エアゾール缶は必ず中身のガスを使いきって出してください！

チェック!

中身の有無を確認しましょう

振って中の音を聞いてください。中身のガスが残っていると「シャカシャカ」と音がします。

チェック!

中身を使いきりましょう

必ず使いきってから、出してください。



毎年多くの車両火災が起きています。

中身の残ったカセットボンベ・エアゾール缶を排出すると、ごみ収集車両の火災原因となります。

ごみ処理施設で、火災が発生する原因となります。

チェック!

どうしても使いきることができない時

カセットボンベ・エアゾール缶を最後まで使いきったはずなのに、まだ中身の音がする場合、商品に表示されているメーカーにお問い合わせください。

※カセットボンベにメーカー名が表示されていない場合は、社団法人日本ガス石油機器工業会

☎ [カセットボンベお客様センター] 0120-14-8996までお問い合わせください。

教えて/消費生活 Q & A

Q：25年前、営業員に「今、契約すれば、将来高額な年金が受け取れる」との設計書をもらい、生命保険契約をしましたが、配当金もなく満期保険金しか受け取れないことが分かりました。契約時と違うような気がします。どうしてでしょうか？

A：生命保険の保険料は、予定死亡率、予定利率、予定事業費率をもとに算出されますが、実際には、予定通りになるとは限りません。予定と実際との差によって、剰余金が生じた場合に、契約者に分配されるのが、配当金です。配当金は確定したのものではなく、毎年の決算の結果によって、変動するものであり、運用収益が予定を下回る場合は、配当金がゼロになる場合もあります。

設計書は、契約書ではなく、あくまで直近の決算に基づいて支払われた配当金が、そのまま将来にわたって続いたものと仮定して計算された目安の金額であって、支払いを約束するものではありません。

契約時に説明をよく聞き、契約内容を書面できちんと確認しておくことが大切です。

消費生活相談

毎週月・金曜日 午前10時～午後3時
(要電話予約 産業振興課 内線 2780)

